

奈良県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍海土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	南 隆文	葛城市忍海三〇八
〃	山本 義彦	〃 四一二
〃	福岡 敏彦	〃 二九四
〃	仲田 明	〃 三六四
〃	木谷 泰三	〃 二一〇
監事	羽端 実	〃 六九一
〃	高橋 豊	〃 二九八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高橋 豊	葛城市忍海二九八
〃	仲田 智彦	〃 三六四
〃	木谷 富一	〃 二一一
〃	瀬戸 一雅	〃 二九九一
〃	仲田 勝昭	〃 三〇九
監事	山本 義彦	〃 四一二
〃	羽端 実	〃 六九一